第一条の八の六第一項第二号中「いう。）」の下に「及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。第十六条の四第一項第一号ニにおいて同じ。）」を加え、同項第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の九の二を次のように改める。

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券）

第一条の九の二　法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するもの

イ　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

ロ　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ　イ又はロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ニ　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

二　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同条第八項第七号ホ及びヘ並びに前号に掲げるものを除き、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合（投資者の保護の必要性を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。）

第一条の十各号中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の十二を次のように改める。

（金融商品取引業となる行為）

第一条の十二　法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　法第二条第八項第七号に掲げる行為を行つた者による当該行為に係る有価証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取り

イ　法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

ロ　イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二　その行う法第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に限り、電子記録移転権利（同条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）を除く。）の預託を受けること。

第一条の十六中「同条第二十四項第三号の二」を「同条第二十四項第三号の三」に改める。

第一条の十七の二中「第二条第二十四項第三号の二」を「第二条第二十四項第三号の三」に改める。

第一章中第一条の二十二の次に次の一条を加える。

（金銭とみなされるもの）

第一条の二十三　法第二条の二に規定する政令で定める規定は、法第二条第二十一項第一号から第五号まで及び第二十二項第一号から第六号まで、第四十一条の四、第四十一条の五本文、第四十二条の六本文、第六十六条の十三、第百八十五条の二十二第一項第一号並びに第二百二条第一項の規定とする。

第二条中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第二条の二中「第二条の二第四項第一号」を「第二条の三第四項第一号」に改める。

第二条の三中「第二条の二第四項第一号」を「第二条の三第四項第一号」に改め、同条第三号中「のうち同項各号」を「又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、同条第一項各号」に改める。

第二条の四中「第二条の二第四項第一号」を「第二条の三第四項第一号」に改める。

第二条の四の二中「第二条の二第四項第二号ロ」を「第二条の三第四項第二号ロ」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

第二条の五中「第二条の二第四項第三号」を「第二条の三第四項第三号」に改める。

第二条の六中「第二条の二第五項第一号」を「第二条の三第五項第一号」に改める。

第二条の六の二中「第二条の二第五項第二号ロ」を「第二条の三第五項第二号ロ」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

第二条の七中「第二条の二第五項第三号」を「第二条の三第五項第三号」に改める。

第二条の九第一項中「第三条第三号イ」を「第三条第三号イ⑴」に改め、同項各号中「すべて」を「全て」に改める。

第二条の十第一項中「第三条第三号ロ」を「第三条第三号イ⑵」に改め、同項第一号ル中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第三条第三号ハ」を「第三条第三号イ⑶」に改める。

第二条の十三第三号中「を除く」を「に該当するものを除く」に改め、同条第七号中「第三条第三号に規定する」を「第二条第二項の規定により有価証券とみなされる」に改め、「有価証券投資事業権利等」の下に「（法第三条第三号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第八号を同条第十三号とし、同条第七号の次に次の五号を加える。

八　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限り、有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）

九　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

十　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、その出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権

十一　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、前号に掲げる権利の性質を有するもの

十二　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号及び第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

第三条の六の見出し中「有価証券の所有者の数等」を「資産の額等」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「受託有価証券」を「あつて受託有価証券」に、「及び法」を「、法」に改め、「表示するもの」の下に「及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利（特定有価証券に該当するものを除く。）のうち同項第三号に掲げる権利」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、資本金の額とする。

2　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる電子記録移転権利の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる権利（有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるものに限る。）　五億円

二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　一億円